

「福島県建設業新分野進出企業認定事業」募集要領

平成27年1月15日

1 目的

本要領は、「福島県建設業新分野進出企業認定事業」の認定企業募集の手続き等について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 認定の条件

県は、次に掲げるいずれの条件も満たしていることが確認された申請者に対し認定するものとする。

(1) 申請者の条件

次のいずれかに該当すること。

①新分野進出を果たした建設業者であること。

②新分野進出のために2者以上で構成されたグループの構成員である建設業者であること。

③新分野進出のために出資し設立した法人により新分野へ進出した建設業者であること。

(2)すでに新分野へ進出し、申請日において1年以上かつ主体的に継続して当該事業を営んでいること。

(3)新分野進出を果たした時期が、平成13年4月1日以降のもの。

※建設業者とは

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者で、主たる営業所を福島県内に有する者。

※新分野進出とは

日本標準産業分類において「建設業」以外の大分類の業種区分（土木建築サービス業に属する事業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく規制の対象とされる事業を除く。）の事業へ進出すること。

※新分野進出を果たした時期とは

次のいずれかの時期とする。

①新分野で実施する事業が定款に記載されたとき

②新分野進出のため2者以上でグループを構成（協定締結）したとき

③新分野進出のため法人を設立したとき

④新分野進出に係る事業を再開する場合にあっては事業の再開が確認されたとき

3 申請書類等

(1) 申請書類

①福島県建設業新分野進出企業認定申請書（様式第1号）

②新分野進出状況調書（様式第1号の別紙1）

③その他の添付書類

ア. 建設業許可証の写し

イ. 2（1）①にあっては定款の写し

ウ. 2（1）②にあっては協定書など申請者がグループの構成員であることが確認できる資料

エ. 2（1）③にあっては出資状況が確認できる資料

オ. 2（1）④にあっては関与状況が確認できる資料

- カ. 新分野進出を果たした時期が確認できる資料（履歴事項全部証明書など）。また、事業を再開した場合にあってはその時期が確認できる資料
- キ. 申請日時点で新分野事業を主体的かつ継続して実施していることが確認できる資料（予算・決算書、写真など）
- ク. 新分野事業を実施するにあたって必要となる資料（許可、免許、契約書など）
- ケ. 窓口となる担当者の役職、氏名、電話・FAX番号、メールアドレス(任意様式)
- コ. 申請者（建設企業）と新分野の関連がわかる組織図（関連図等）
- サ. 新分野での雇用を確認できる資料

(2) 提出先（郵送又は持参）

福島県土木部建設産業室

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 TEL：024-521-7452

4 審査及び認定

土木部長が申請書類により審査を行い（必要に応じて申請企業を訪問し、ヒアリング調査を実施）、知事が認定する。

5 取り組み状況の報告等

認定を受けた申請者（以下「認定企業」という。）は、毎年度、6月末までに、取組状況報告書により、知事に報告しなければならない。

6 入札参加資格審査における加算

認定を受けた建設業者については、福島県建設工事等入札参加資格審査において、主観点数の加点対象となる。

7 総合評価方式における配点

認定を受けた建設業者については、総合評価方式により県が発注する建設工事において、評価内容「新分野進出」の加点対象となる。

8 スケジュール

期間 随時受付

認定 各偶数月の15日頃予定（各認定月の前月までに書類が整った申請書を認定）
ただし2月から3月までの申請分は4月下旬とする。

9 問い合わせ先

福島県土木部建設産業室

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 TEL：024-521-7452

募集に必要な様式等は、福島県建設産業室のホームページに掲載してあります。